

議第68号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年三島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「及び」を「、」に改め、「浄化槽汚泥」の次に「及び粗大ごみ（市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）」を加え、「除く。）」の次に「及び粗大ごみ（事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物であって、市長が別に定めるものを除く。）」を加える。

第13条第1項中「第10条第2項前段の規定によりその処理を行う」を削り、「一般廃棄物」の次に「（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）」を加え、「事業者から」を「者から別表に定める」に改め、同条第2項を削る。

第14条第2項第1号中「750円」を「1回につき1,200円」に改め、同項第2号中「700円に50キログラムまでを増すごとに350円を加算した額に、100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」を「1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額」に改める。

第15条第1項中「第13条第1項」を「第13条」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

区分	手数料の額
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,200円（100キログラムを超えるときにあっては、1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額）
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,000円（100キログラムを超えるときにあっては、1回につき1,000円に10キログラムまでを増すごとに100円を加算した額）
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物である粗大ごみ（市長が別に定めるものに限る。）を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき2,000円

備考 市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により

処理する粗大ごみの排出量は、1回につき100キログラムを限度とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に処理する産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に処理する一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に処理した一般廃棄物に係る手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

平成27年9月8日提出

三島市長 豊岡 武士